

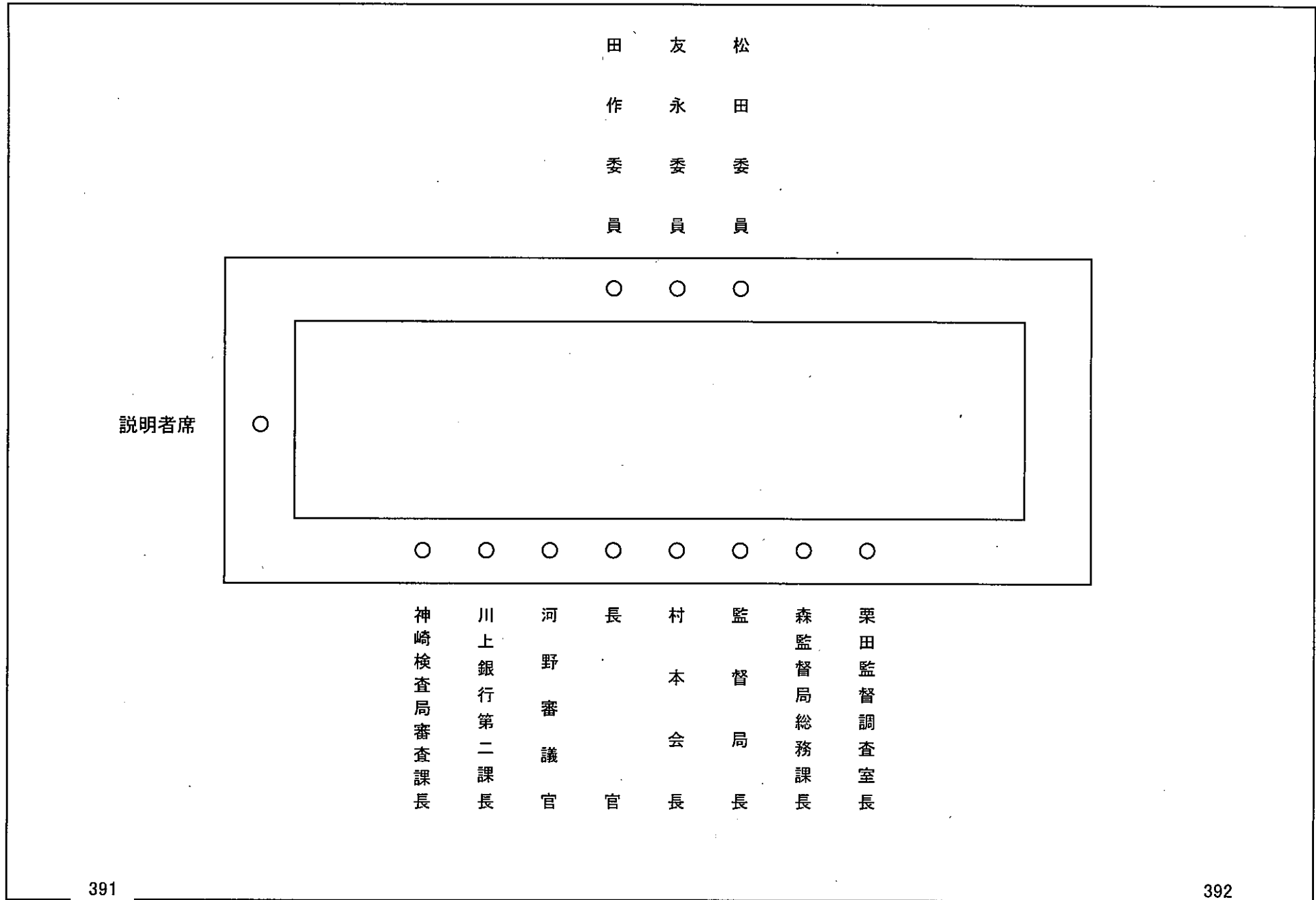
第三回金融機能強化審査会 議事次第

日時：平成18年10月17日（火）14：00～16：30
場所：霞ヶ関ビル19階 第1会議室（391）

1. 開会
2. 新委員の紹介
3. 長官挨拶
4. 事務局説明
5. 頭取説明
6. 討議
7. 閉会

金融機能強化審査会配席図

平成18年10月17日(火)
於: 霞ヶ関ビル19階
金融庁第1会議室



金融機能強化審査会説明資料

平成18年10月17日(火)

金融庁

目次

- 経営強化計画の記載内容について(審査項目)…………… 1
- 検査結果の概要について …………… 6
- 豊和銀行を巡るこれまでの経緯 …………… 7
- 大分県知事談話 …………… 8
- 優先株式発行条件(案) …………… 9
- 委員からの主な御指摘 ……………10

経営強化計画の記載内容について（審査項目）

【豊和銀行】

審査項目	経営強化計画の内容と評価				当局事前審査																				
<p>(1) 経営強化計画の終期において達成されるべき経営改善の目標(収益性及び業務の効率の向上の程度並びに不良債権比率)が基準に適合すること(法第5条第1項第1号)</p>	<table border="1" data-bbox="808 379 1798 564"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>18年3月期</th> <th>21年3月期</th> <th>改善幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益性</td> <td>コア業純ROA</td> <td>0.81%</td> <td>1.03%</td> <td>+0.22%</td> </tr> <tr> <td>効率性</td> <td>OHR</td> <td>54.02%</td> <td>44.91%</td> <td>▲9.11%</td> </tr> <tr> <td>健全性</td> <td>不良債権比率</td> <td>12.7%</td> <td>6.2%</td> <td>▲6.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考1)コア業務純益ROAについて、地域銀行の3年間のコア業務純益ROAの上昇の実績のうち、上位から3割の水準(+0.12%ポイント)</p> <p>(参考2)・コア業務純益ROA=コア業務純益/総資産(平残)×100% ・OHR=経費/業務粗利益×100% (但し、経費から機械化関連費用を除くベース)</p>						18年3月期	21年3月期	改善幅	収益性	コア業純ROA	0.81%	1.03%	+0.22%	効率性	OHR	54.02%	44.91%	▲9.11%	健全性	不良債権比率	12.7%	6.2%	▲6.5%	<p>適合する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の始期(18年4月1日=18年3月末決算)からの上昇 ・コア業務純益ROAは同一業態の上位3割以内の上昇の程度が必要。 ・OHRは低下。 ・不良債権比率は低下
		18年3月期	21年3月期	改善幅																					
収益性	コア業純ROA	0.81%	1.03%	+0.22%																					
効率性	OHR	54.02%	44.91%	▲9.11%																					
健全性	不良債権比率	12.7%	6.2%	▲6.5%																					
<p>(2) 経営強化計画の実施により第1号に規定する目標が達成されると見込まれること(法第5条第1項第2号)</p>	<p>1. 収益性改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○18年9月25日に西日本シティ銀行と業務提携に係る基本合意を締結。同行より各種ローン商品や営業面での情報・ノウハウの提供を受け、新たな顧客基盤の拡大を図るとともに、顧客サービスを向上させる。 ○ビジネスローンセンターを開設し、中小零細企業向けビジネスローンを強化。中堅企業に対しては銀行保証付私募債、CLOを推進。 ○夜間休日にも対応する住宅ローンセンターを開設し住宅ローンの強化を図るほか、アパートローンやカードローンの販売も強化。 ○高齢者の資金ニーズに対応したシルバー向け個人ローンを開発。 <p>2. 効率性改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員の削減について、早期退職優遇制度の促進や新卒採用の抑制、定型業務に対応するパート職員のウエイトを増やし正職員が中核業務に特化することなどを通じ、100名超(735人→630人:▲14%)の人 				<p>計画の着実な実行により経営改善の目標は達成されると見込まれる。</p>																				

	<p>員削減を実施。</p> <p>○給与カット・賞与水準の見直しにより、従業員年収を最大 15%程度引下げるとともに、役員報酬についても 18 年 7 月分から▲33%の削減を実施し、人件費を 21 年 3 月期で 18/3 比▲880 百万円の削減。</p> <p>○店舗の廃止 (49 ヶ店→41 ヶ店)、資産の売却を進め、物件費を 21 年 3 月期で 18/3 比▲523 百万円の削減。</p> <p>○大分県では初めてとなる 24 時間利用可能な A T M の設置を検討。</p> <p>3. 健全化改善策 (不良債権処理)</p> <p>○大口特定先に対しては、具体的な対応策を策定し、スケジュールを明示して計画期間中に集中的にオフバランス化。</p> <p>※大口■グループで当行の開示債権額の 3 割を占める状況。</p> <p>○再生可能な先を見極めつつ、上記以外の先に対しては、きめ細かく対応 (中小企業再生支援協議会や R C C のスキーム等も活用)。</p>													
<p>(3) 経営強化計画に記載された信用供与の円滑化並びに地域における経済の活性化の方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。(法第 5 条第 1 項第 3 号)</p>	<table border="1" data-bbox="824 783 1816 1011"> <thead> <tr> <th></th> <th>18 年 3 月期</th> <th>21 年 3 月期</th> <th>増加幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地元事業者向け貸出/総資産 (地元事業者向け貸出残高)</td> <td>6 2. 6 % (3, 352 億円)</td> <td>6 4. 2 % (3, 386 億円)</td> <td>+ 1. 6 % (+34 億円)</td> </tr> <tr> <td>経営改善支援取組先企業数/取引先総数 (支援取組先数)</td> <td>1. 6 4 % (99 先)</td> <td>2. 9 4 % (193 先)</td> <td>+ 1. 3 % (+94 先)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○渉外担当者を個人・法人専担に区分し、特に法人営業担当については目利き能力を高め、ニーズにあった融資提案を可能とする。</p> <p>○スコアリングモデルを活用した商品や保証協会保証による無担保・第三者保証人不要のスピードローンの開発、業態毎の特性に対応した商品開発。</p> <p>○地元の大学と連携した「技術相談会」「産学連携支援サービス」の実施、大分県産業創造機構、経営支援アドバイザー等との業務提携の強化とともに、中小企業再生支援協議会等を活用した事業再生に取り組む。</p>		18 年 3 月期	21 年 3 月期	増加幅	地元事業者向け貸出/総資産 (地元事業者向け貸出残高)	6 2. 6 % (3, 352 億円)	6 4. 2 % (3, 386 億円)	+ 1. 6 % (+34 億円)	経営改善支援取組先企業数/取引先総数 (支援取組先数)	1. 6 4 % (99 先)	2. 9 4 % (193 先)	+ 1. 3 % (+94 先)	<p>適合する。</p> <p>当行は計画期間中、不良債権処理等により総資産が 77 億円減少 (18/3 → 21/3) する中で地元向け融資に取り組む計画。</p>
	18 年 3 月期	21 年 3 月期	増加幅											
地元事業者向け貸出/総資産 (地元事業者向け貸出残高)	6 2. 6 % (3, 352 億円)	6 4. 2 % (3, 386 億円)	+ 1. 6 % (+34 億円)											
経営改善支援取組先企業数/取引先総数 (支援取組先数)	1. 6 4 % (99 先)	2. 9 4 % (193 先)	+ 1. 3 % (+94 先)											

<p>(4) 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。(法第5条第1項第4号) (第三者評価)</p> <p>(経営管理態勢の構築)</p> <p>(公的資金配当確保に向けた準備)</p> <p>(責任ある経営体制の確立に向けた準備)</p>	<p>○経営強化計画について、金融・法務・会計に識見を有する第三者から、それぞれ実現可能性はある程度高い、計画の内容に不合理な点は認められないといった評価を受けており、経営資源に照らして過度に実施困難でないと見込まれる。</p> <p>○収益管理は、現状、営業店別管理に加え、6つの業務部門別で管理。今後、19年度中に、商品別、チャネル別、店舗エリア別の収益管理の確立を図るべく、新システムを導入予定。</p> <p>○18年3月期決算に生じた42億円の繰越損失を解消するため、6月の定時株主総会で減資を特別決議(8月23日効力発生)。</p> <p>○当局検査での指摘や9月8日の業務改善命令に対応し、適切な融資判断と厳格な牽制機能が発揮できるよう、新たなクレジットポリシーに沿った信用リスク管理方針を半期毎に策定し、与信限度管理を徹底するとともに、融資決裁に際しては合議による機関決定方式を採用。</p> <p>○社外取締役(弁護士)の招聘(就任時期19年6月)や常勤監査役の選定(18年10月)により、取締役会における牽制機能の充実及び監査役会の機能強化を図る。</p> <p>○第三者機関として「経営評価委員会」(弁護士、大学教授、地元民間企業経営者で構成)、「法令監査委員会」(弁護士2名、公認会計士で構成)を設置し、経営方針全般及び法令等遵守に関する客観的評価を受けるとともにガバナンスの強化を図る(18年10月設置)。</p>	<p>審査基準の各項目に合致しており、計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれる。</p>
<p>(5) 破綻金融機関でないこと。(法第5条第1項第5号)</p>	<p>豊和銀行が破綻金融機関でないことは監査法人による監査、当局検査により確認されている。</p>	<p>適合する。</p>
<p>(6) 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、当該金融機関等の存続が当該金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる</p>	<p>○以下の諸点から地域にとって不可欠な金融機関と認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の大分県内シェア(18年3月末) 預金：9.6%、貸出金：11.0% (郵貯を除く全金融機関) ・ 地元取引先を対象とした第三者割当増資は、引受先691先、総額60億円を確保。西日本シティ銀行からの出資(30億円)と合わせて総額90 	<p>当行の存続は地域の経済にとって不可欠であると認められる。</p>

<p>こと。(法第5条第1項第6号)</p>	<p>億円の第三者割当増資を実施(8/28 払込完了)。 これにより、自己資本比率は18年9月末には6%台に回復する見込み。 ・大分県知事、大分市長は、「豊和銀行は地域経済にとって不可欠な存在である」とのコメントを発表しているほか、大分県、大分市は協力預金等の支援を実施。</p>	
<p>(7) 経営強化計画を提出した金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置として政令で定めるもの(産業活力再生特別措置法第2条第2項に規定する事業再構築)が講じられていること。(法第5条第1項第7号)</p>	<p>産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画を認定済(8/25)。 (参考) 主な認定基準 OHR: 計画終期において5%ポイント以上低減→当行: ▲ 9.06%ポイント ROE: 計画終期において2%ポイント以上上昇→当行: +138.60%ポイント</p>	<p>適合する。</p>
<p>(8) 経営強化計画を提出した金融機関等が第3条第1項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が当該金融機関等の自己資本の充実の状況に照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。(法第5条第1項第8号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自力増資(90億円)により、自己資本比率は6%台に回復する見込みであるが、中小企業向けビジネスローンやシルバー向け個人ローンなど地域での新たなリスクテイクを行うために必要な追加資本として90億円を申請。 ○ 資本参加の実現により自己資本比率は9.88%(19年3月見込)と、地域銀行の中位(9.62%)、平均(9.87%)に相当する水準を確保。 ○ 次項のとおり、保守的にみた回収可能性からも相応の水準。 	<p>適合する(資本参加額90億円は適当な水準)。 ※同一業態に属する中位以上の自己資本比率の水準かつ地域で金融機能を発揮するために十分な水準</p>
<p>(10) この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。(法第5条第1項第10号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優先株式の償還財源として、毎期利益剰余金の積み立てを行い、15年目(H33年3月期)には約180億円の積立額となる計画となっており、一定のストレスをかけた場合にも、申請額である90億円を上回る積立額が確保される。 	<p>回収が困難であるとは認められない。 ※15年以内の償還を目安</p>

<p>(11) 経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。(法第5条第1項第11号)</p>	<p>○18年3月期決算については、あずさ監査法人より、適正とする監査報告書が提出されている。 ○豊和銀行に対しては、平成17年9月期を対象とする当局検査を実施しており、その結果については、18年3月期決算に的確に反映されていると認められる。</p>	<p>資産査定は適切と認められる。</p>
---	---	-----------------------

【経営責任、株主責任】

<p>(目標未達の場合の経営責任) ○経営強化計画の終期において第2号に掲げる目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項(代表権のある役員が役員を退任) (法第4条第1項第5号)</p>	<p>○改善目標未達の場合、21年6月に開催する定時株主総会で代表取締役は退任することを明記。</p>	<p>適合する。</p>
<p>(申請に際しての経営責任・株主責任) ○当該金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、第5条第1項の規定による決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項(株式等の引受け等を行う時期までに代表権のある役員が役員を退任し、かつ、配当の額の抑制をすること)(法第4条第1項第6号)</p>	<p>○経営責任の明確化 ・代表取締役2名は6/29付及び9/22付で退任済。9/22就任の新頭取、新専務はRCCより招聘。 ・加えて外部の有識者を含む「経営責任究明特別委員会※」を設置し、経営責任の明確化を図るなど過去と訣別することを明記。 ※弁護士2名、当行専務(9/22就任)で構成</p> <p>○株主責任の明確化 ・普通株式については20年3月期まで無配とすることを明記。</p>	<p>適合する。</p>

検査結果の概要（直近検査）

○ 豊和銀行 【金融庁検査】

- (1) 対象決算期 17年9月期
- (2) 検査実施日 18年1月11日
- (3) 立入検査期間 18年1月26日～3月29日
- (4) 検査結果通知日 18年4月14日
- (5) 検査結果主要計数（預金残高： ██████████ ）

	自己査定	当局査定	増減（増減率）
自己資本比率（単体）	████████	████████	████████
自己資本比率（連結）	████████	████████	████████
償却・引当額	████████	████████	████████
再生法開示債権	████████	████████	████████

※自己査定と当局査定で債務者区分が相違した先数は ████████。

豊和銀行を巡るこれまでの経緯

- 平成18年4月28日 業績予想修正(18年3月期自己資本比率2.2%)、①西日本シティ銀行からの出資(30億円)、②地元取引先を対象とした第三者割当増資、③金融機能強化法の申請からなる資本回復策を公表
- 6月29日 定時株主総会
※ 会長、常務を含め5名の取締役が退任
取締役の定員を削減
- 7月28日 資本参加の予備審査請求
- 8月10日 臨時株主総会(第1回目)
※ 2つの民間増資に係る定款変更
- 8月28日 西日本シティ30億円・地元取引先(691先)60億円の民間増資(90億円)の払込完了
(9月末の自己資本比率は6%台に回復見込み)
- 8月31日 新経営陣(頭取:^{なざはら} 榎原氏、専務:武内氏(いずれもRCC出身))
内定を公表
- 9月 8日 法令等遵守に係る業務改善命令(公表)
- 9月22日 臨時株主総会(第2回目)
①役員を選任 一新経営体制がスタート—
※ 榎原氏が頭取に、武内氏が専務に就任
②国の優先株に係る定款変更
- 9月25日 西日本シティ銀行と業務提携に係る基本合意を締結
- 9月29日 資本参加の正式申請
- 10月17日 金融機能強化審査会

知 事 談 話

今般、豊和銀行が、平成17年度の決算見直しをしたところ、自己資本比率が減少することが明らかになったことから、経営改善計画を実施する旨発表がありました。

豊和銀行は、自己資本比率が2%を超える資産超過であり、既に資本回復策に着手し、速やかに健全行の国内基準（4%）を十分に上回る水準に回復する見込みであると伺っております。今後、合理化を含めた経営健全化と資本回復に向け徹底した努力により、早急に実を挙げて頂きたいと思っております。

豊和銀行は、県内預金シェア約12%、貸出金シェア約14%を占めており、また、中小企業等向け貸出先数約4万先のうち9割が県内企業であるなど、地元中小企業の発展や県民生活の安定向上に大きく貢献しているところであります。最近では、産学連携も推進しながら地元密着型の金融サービスを展開しており、引き続きその活躍が期待されるところであります。

県といたしましても、あらゆる手段を用いて最大限のサポートをしていく所存です。

なお、豊和銀行は、公的資金新法の申請を行う方針であるとのことですが、豊和銀行は地域にとって不可欠な存在であり、国においては、豊和銀行の重要性を十分に踏まえ、是非とも前向きな対応をお願いしたいと考えております。

優先株式発行条件（案）

1	種類	株式会社豊和銀行第1回C種優先株式
2	申込期日（払込日）	発行について取締役会が定める日
3	発行価額	1株あたり1,000円
	非資本組入れ額	1株あたり500円
4	発行総額	9,000百万円
5	発行株式数	9百万株
6	議決権	本C種優先株主は、取締役の選任及び解任に係る議案を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、定時株主総会に本C種優先配当金の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本C種優先配当金の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時から本C種優先配当金の支払を受ける旨の決議がなされる時までは議決権を有するものとする。
	議決権の数及び総株主の議決権に占める割合	議決権の数：9,000 総株主の議決権に占める割合：13.3%
7	優先配当利回り	平成21年3月期まで：年率1.84% 平成22年3月期以降：発行価額×6ヶ月円TIBOR+1.20% (平成19年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成19年3月31日までの間の日数にて日割計算により算出される割合とする。)
	優先中間配当	優先配当利回りの2分の1
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち1株あたり1,000円の金銭を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権（転換予約権）	本C種優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本C種優先株式を取得すると引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成20年4月1日
	取得請求期間の終了日	平成32年4月1日
	当初取得価額（当初転換価額）	取得請求期間開始日の前日まで（当該日含む）の5連続取引日の毎日の終値の平均値
	取得請求期間中の取得価額修正	毎月第3金曜日において第3金曜日まで（当該日含む）の5連続取引日の毎日の終値の平均値に修正される。
	取得価額の下限	発行決議日の時価（発行決議日まで（当該日含む）の5連続取引日の毎日の終値の平均値）×50%（当初取得価額及び期間中の取得価額の下限）
10	取得条項（一斉転換条項）	当銀行は、取得請求期間中に取得請求のなかった本C種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の取締役会が定める日をもって取得し、これと引換えに、本C種優先株式1株の払込金額相当額を取得日の終値で除して得られる数の普通株式を交付する。
	取得価額の下限	発行決議日の時価（発行決議日まで（当該日含む）の5連続取引日の毎日の終値の平均値）×50%（当初取得価額及び期間中の取得価額の下限）
11	優先順位	当銀行第一回A種優先株式、当銀行第一回B種優先株式及び本C種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

委員からの主な御指摘

(全般)

- ・ 経営者は「なぜ公的資金が必要なのか」及び「この資金の重要性」について、末端の職員まで周知し、日々の業務に取り組む目線を統一して欲しい。
- ・ 経営改善の体制、環境は整ったが、今後、如何に実効性を確保し、経営強化計画を実行できるかが課題。

(収益力)

- ・ 将来に向けて営業力をどう向上させていくかが課題。特に、西日本シティ銀行との間でシナジー効果が期待できるような業務提携を行っていくことが必要。
- ・ 他の地域銀行や信金等との競合が厳しい中、想定する顧客層を明確にする必要。
- ・ 収益力強化の柱(西日本シティ銀行との業務提携、ビジネスローンを中心とした事業性貸出、住宅ローン等の個人向け貸出)の実現可能性について、説得力のある説明が必要。また、収益管理に留意する必要。

(不良債権処理)

- ・ 不良債権の削減に当っては、再生可能な先と再生不能な先をしっかりと見極め、適切な対応をとっていく必要。
- ・ 大口特定先のオフバランス化については、計画に従って、適切に進めていく必要。

(ガバナンス)

- ・ 業務改善命令でも指摘された過去の経営管理や法令等遵守面での問題点については、この際、抜本的な改善を行っておくことが必要。
- ・ ガバナンス態勢の強化について、新しい枠組みを作ることは理解できるが、その実効性をどう担保していくかが重要。